

掛川市水防計画

令和8年3月

掛川市防災会議

目 次

第1章 総則	1
第1節 目的	1
第2節 用語の定義	1
第3節 水防の責任等	3
第4節 津波における留意事項	7
第5節 安全配慮	8
第2章 重要水防箇所	9
第1節 重要水防箇所	9
第2節 国土交通省 重要水防箇所の区分	9
第3節 静岡県 重要水防箇所の区分	9
第4節 その他水防上重要かつ密接な関係を有するものの処置	9
第3章 ダム、水こう門等及びその操作	10
第1節 ダム、水こう門等の操作	10
第2節 水防上注意を要する水門等	11
第3節 河口部・海岸部の水門・こう門（津波・高潮時）	12
第4節 事前放流を実施するダムの操作	12
第4章 水防組織及び事務	13
第1節 事前配備体制	13
第2節 水防本部（災害警戒及び災害対策本部）の設置	13
第3節 水防本部（災害警戒及び災害対策本部）の廃止等	14
第4節 大規模氾濫減災協議会	14
第5章 通信連絡	16
第1節 水防通信連絡系統	16
第2節 放送局通信施設の使用	16
第3節 その他の通信施設の使用	16
第6章 気象庁が行う予報及び警報とその措置（共同業務を除く）	17
第1節 水防活動に必要な気象等の予報及び警報	17
第2節 津波注意報、警報の種類	17
第7章 洪水予報	20
第1節 国土交通大臣と気象庁長官が共同して行う洪水予報とその措置	20
第2節 静岡県知事と気象庁長官が共同して行う洪水予報とその措置	21
第8章 水防警報	24
第1節 国土交通大臣が行う水防警報とその措置	24
第2節 静岡県知事が行う水防警報とその措置	26
第9章 水位周知河川における水位到達情報	29
第1節 国土交通大臣が行う水位周知河川における 水位到達情報の通知及び周知	29
第2節 静岡県知事が行う水位周知河川における 水位到達情報の通知及び周知	30

第10章	水防活動	33
第1節	水防機関の配備体制	33
第2節	雨量等の監視	33
第3節	水位の監視	34
第4節	巡視及び警戒とその措置	35
第5節	潮位・波高の情報収集	35
第6節	水防作業	36
第7節	緊急通行	36
第8節	水防信号及び水防標識	36
第9節	水防配備の解除	37
第11章	避難	38
第1節	避難の指示	38
第2節	警戒区域の設定	39
第3節	避難のための立退き計画	39
第12章	決壊等の通報及び決壊後の処置	40
第1節	決壊等（被害情報）の通報	40
第2節	決壊後の処置	40
第13章	協力応援	41
第1節	下水道管理者の協力	41
第2節	ホットライン体制	41
第3節	水防管理団体相互の協力及び応援	41
第4節	自衛隊の派遣要請	41
第5節	警察官の出動要請	42
第6節	国土交通省の災害対策用車両等の派遣要請	42
第14章	水防報告等	43
第15章	水防用資器材及び設備の整備運用並びに輸送	44
第1節	水防用資器材及び設備等の整備	44
第2節	輸送の確保	44
第16章	水防管理団体の水防計画及び水防訓練	45
第1節	水防管理団体の水防計画	45
第2節	水防訓練	45
第17章	その他	46
第1節	費用負担及び公用負担	46
第2節	公務災害保補償	47
第3節	退職報償金	47
第4節	浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置	48
第5節	災害用伝言ダイヤル「171」	53

第1章 総 則

第1節 目 的

この水防計画は、水防法（昭和24年法律第193号以下「法」という。）第33条第1項の規定及び災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の趣旨に基づき作成するもので、水防事務の調整及びその円滑な実施のため必要な事項を規定し、もって市域の河川、湖沼、海岸の洪水、内水（法第2条第1項に定める雨水出水のこと。以下同じ。）、津波又は高潮（津波を含む。）による水災を警戒し、防御し、これによる被害を軽減することを目的とするものである。

第2節 用語の定義

この水防計画書における用語の定義は以下のとおりである。

静岡県水防本部

県の地域に係る水防を総括するため設置するもので、水防に関係の深い部、局及び課で編成し、県庁内（交通基盤部河川砂防局）に置くものをいう。

水防管理団体（法第2条第1項）

水防の責任を有する市町、又は水防事務組合をいう。

指定水防管理団体（法第4条）

水防上公共の安全に重大な関係があると認めて、知事が指定した水防管理団体をいう。

水防管理者（法第2条第2項）

水防管理団体である市町の長又は水防事務組合の管理者をいう。

消防機関の長（法第2条第4項）

消防本部を置く市町にあつては消防長を、消防本部を置かない市町にあつては消防団の長をいう。

量水標管理者

量水標、験潮儀その他の水位観測施設の管理者をいう（法第2条第6項、法第10条第3項）。

都道府県の水防計画で定める量水標管理者は、都道府県の水防計画で定めるところにより、水位を通報及び公表しなければならない（法第12条）。

洪水予報河川

国土交通大臣又は都道府県知事が、流域面積が大きい河川で、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は都道府県知事は、洪水予報河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれの状況を基準地点の水位又は流量を示して洪水の予報等を行う（法第10条第2項、法第11条第1項、気象業務法（昭和27年法律第165号）第14条の2第2項及び第3項）。

水防警報（法第 2 条第 8 項、法第 16 条）

国土交通大臣又は都道府県知事が定めた河川、海岸について国土交通大臣又は都道府県知事が洪水、津波又は高潮によって災害が起こる恐れがあると認められた時、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。

水位周知河川（法第 13 条）

国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水予報河川以外の河川で洪水により国民経済上重大又は相当な損害を生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は都道府県知事は、水位周知河川について、当該河川の水位があらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達したとき、水位又は流量を示して通知及び周知を行う。

水位到達情報

水位到達情報とは、国土交通大臣又は都道府県知事が指定した水位周知河川において、あらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）への到達に関する情報のほか、氾濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位への到達情報、氾濫発生情報のことをいう。

水防団待機水位（通報水位）

量水標の設置されている地点ごとに都道府県知事が定める水位で、各水防機関が水防体制に入る水位（法第 12 条第 1 項に規定される通報水位）という。

水防管理者又は量水標管理者は、洪水若しくは高潮のおそれがある場合において、量水標等の示す水位が水防団待機水位（通報水位）を超えるときは、その水位の状況に関係者に通報しなければならない。

氾濫注意水位（警戒水位）

水防団待機水位（通報水位）を超える水位であって、洪水又は高潮による災害の発生を警戒すべきものとして都道府県知事が定める水位（法第 12 条第 2 項に規定される警戒水位）をいう。水防団（消防団）の出動の目安となる水位である。

量水標管理者は、量水標等の示す水位が氾濫注意水位（警戒水位）を超えるときは、その水位の状況を公表しなければならない。

避難判断水位

氾濫注意水位（警戒水位）を超える水位であって、洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。市町長の高齢者等避難発表の目安となる水位である。

氾濫危険水位

洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。市町長の避難勧告等の判断の目安となる水位である。水位周知河川においては、法第 13 条第 1 項及び第 2 項に規定される洪水特別警戒水位に相当する。

洪水特別警戒水位

法第 13 条第 1 項及び第 2 項に定める洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位。氾濫危険水位に相当する。国土交通大臣または都道府県知事は、指定した水位周知河川においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。

重要水防箇所

堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際

して水防上特に注意を要する箇所をいう。

洪水浸水想定区域

洪水予報河川、水位周知河川及びその他河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定しうる最大規模の河川整備の計画降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域として国土交通大臣又は都道府県知事が指定した区域をいう（法第 14 条）。

浸水被害軽減地区

洪水浸水想定区域内で輪中堤防その他の帯状の盛土構造物が存する土地（その状況がこれに類するものとして国土交通省令で定める土地を含む。）の区域であって浸水の拡大を抑制する効用があると認められる区域として水防管理者が指定した区域をいう（第 15 条の 6）。

静岡県災害対策本部（災害対策基本法第 23 条）

災害対策に関する一元的体制を確立し防災、災害救助、災害警備、及び災害応急復旧等の措置を迅速、かつ強力に実施するため災害が発生し、又は発生する恐れがある場合で知事が必要と認めたとき災害対策基本法に基づき設置する機関をいう。

第 3 節 水防の責任等

水防の責任は、水防法等に基づき、おのおの次のように規定されている。

1 水防管理団体の責任（法第 3 条）

水防管理団体たる市町は、おのおのその管轄区域内の水防が十分に行われるよう次の事項を整備確立し、その責任を果たさなければならない。

- (1) 水防組織の確立（法第 3 条）
- (2) 水防団、消防団の整備（法第 5 条）
- (3) 水防団員等の公務災害補償（法第 6 条の 2）
- (4) 水防倉庫、資器材の整備
- (5) 通信連絡系統の確立（法第 27 条）
- (6) 平常時における河川、遊水地、海岸等の巡視（法第 9 条）
- (7) 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保（法第 15 条）
洪水予報等の伝達方法や、災害時要援護者を含めた避難警戒体制を市町地域防災計画へ定め、これらを記載した印刷物の配付。
- (8) 避難確保計画を作成していない要配慮者利用施設の所有者又は管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表（法第 15 条の 3）
- (9) 浸水被害軽減地区の指定・公示及び通知、標識の設置、土地の形状変更の届出を受理した際の通知・届出者への助言又は勧告（法第 15 条の 6、法第 15 条の 7、法第 15 条の 8）
- (10) 予想される水災の危険の周知（法第 15 条の 11）
- (11) 水防協力団体の指定、監督、及び情報の提供（法第 36、39、40 条）

(12)水防従事者に対する災害補償（法第 45 条）

(13)消防事務との調整（法第 50 条）

(14)水防時における適正な水防活動の実施

その主たる内容は次のとおりである。

イ 水防に要する費用の自己負担の確保（法第 41 条）

ロ 水防団又は消防団の出動体制の確保（法第 17 条）

ハ 通信網の点検

ニ 水防資器材の整備点検、調達並びに輸送の確保

ホ 雨量、水位観測の的確な実施

ヘ 緊急通行により損失を受けた者への損失の補償（法第 19 条第 2 項）

ト 堤防等決壊の通報及び決壊後の措置（法第 25、26 条）

チ 水防上緊急に必要なあるときの公費負担権限の行使及び損失を受けた者への損失の補償（法第 28 条）

リ 住民の水防活動従事の指示（法第 24 条）

ヌ 警察官の出動要請（法第 22 条）

ル 避難のための立ち退きの指示（法第 29 条）

ヲ 自衛隊の派遣要請（知事を経由する 自衛隊法第 83 条）

ワ 水防管理団体相互の協力応援（法第 23 条）

カ 水防解除の指示

コ 水防活動実施報告書の提出（法第 47 条）

なお、指定水防管理団体は上記の外に義務として次の事項を必ず行わなければならない。

(1) 水防機関の整備（法第 5 条）

(2) 水防計画の樹立（法第 33 条第 1 項）

県の水防計画に応じた水防計画を定め、毎年水防計画に検討を加え、必要があるときは変更しなければならない。

(3) 水防計画の都道府県知事への届け出（法第 33 条第 3 項）

水防計画を定め、又は変更したときは、県知事に届け出をしなければならない。

(4) 水防計画を定め、変更したときは、その要旨を公表（法第 33 条第 3 項）

(5) 水防団（消防団）員数の確保（法第 35 条）

(6) 水防団（消防団）、消防機関及び水防協力団体の水防訓練（法第 32 条の 2）

(7) 指定水防管理団体の水防協議会設置（法第 34 条）

(8) 水防協議会を置かない指定水防管理団体の市町防災会議への諮問（法第 33 条第 2 項）

(9) 水防事務組合及び水害予防組合の水防協議会設置（法第 34 条）

2 県の責任（法第3条の6）

県は水防管理団体が行う水防が十分に行われるよう、次の事項により水防能力の確保とその指導に努める責任を有する。

- (1) 水防計画の樹立（法第7条）
- (2) 水防管理団体が行う水防への協力（河川法第22条の2、下水道法第23条の2）
- (3) 水防協議会の設置（法第8条）
- (4) 水防事務の調整及び円滑な実施（法第3条の6）
- (5) 洪水予報の発表（法第11条）

知事が指定した太田川水系太田川・原野谷川について気象庁長官と共同で洪水予報を発表しなければならない。

- (6) 洪水予報の通知（法第10条第3項、法第11条）

国土交通省が指定した河川について洪水予報の通知を受けた場合、又は知事が指定した河川について洪水予報を発令した場合、直ちに関係のある水防管理者及び関係機関に通知しなければならない。

- (7) 水位の通報及び公表（法第12条）

洪水、津波又は高潮の恐れがあるとき、又は洪水予報が発令された場合、並びに県で定める水防団待機水位（通報水位）を超えると、県の水防計画で定めるところにより関係者に通報しなければならない。また、氾濫注意水位（警戒水位）を超えると、その水位の状況を、県の水防計画で定めるところにより公表しなければならない。

- (8) 氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）の水位到達情報の発令（法第13条第2項）

国土交通大臣又は知事が指定した洪水予報河川以外の河川で氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）を定めた河川において、当該河川の水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して直ちに県水防計画に定める水防管理者及び関係機関に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

- (9) 氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）の水位到達情報の通知（法第13条第1、3項）

国土交通大臣が指定した氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）を設定した河川の通知を受けた場合、直ちに県水防計画に定める水防管理者及び関係機関に、その受けた通知に係る事項を通知しなければならない。

- (10) 洪水予報又は水位到達情報の通知の関係市町長への通知（法第13条の4）

- (11) 浸水想定区域（法第14条第1項）

洪水予報指定河川及び氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）の水位情報を発令するとして指定した河川、**ならびに住宅等の防護対象のあるその他一級河川及び二級河川**について、該当河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定する。

- (12) 都道府県大規模氾濫減災協議会の設置（法第15条の10）

- (13) 水防信号（法第20条）

- (14)水防警報の発表及び水防警報河川等指定したときの公示（法第 16 条第 1 項、第 3 項及び第 4 項）
知事が指定した原野谷川について水防警報を発表しなければならない。知事は、水防警報河川等を指定したときは、その旨を公示しなければならない。
- (15)水防警報の通知（法第 16 条第 3 項）
国土交通大臣が指定した河川について行う水防警報の通知を受けたとき、又は前項の水防警報を発令したときは関係水防管理者及び関係機関に通知しなければならない。
- (16)必要と認める区域の住居者に対する立退きの指示（法第 29 条）
- (17)水防上緊急を要するときの水防管理者、水防団（消防団）長又は消防機関の長に対する指示（法第 30 条）
- (18)水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体の指定（法第 4 条）
- (19)水防団（消防団）員の定員の基準（法第 35 条）
- (20)水防管理団体に対する水防に関する勧告及び助言（法第 48 条）
- (21)水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第 40 条）
- (22)水防管理団体の負担する費用補助（法第 44 条）
- (23)水防に関する必要な報告（法第 47 条第 2 項）

3 気象庁長官（静岡地方気象台長）の責任（法第 10 条）

気象等の状況により、洪水、津波又は高潮の恐れがあると認められるときは、その状況を国土交通大臣及び知事に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めてこれを一般住民に周知させなければならない。

4 国土交通大臣（中部地方整備局長）の責任

- (1) 水防管理団体が行う水防への協力（河川法第 22 条の 2）
- (2) 洪水予報（法第 10 条）
菊川の洪水予報指定河川において、静岡地方気象台と共同して、洪水の恐れがあると認められるときは水位又は流量を示して静岡県知事に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、これを一般住民に周知させなければならない。
- (3) 量水標管理者からの水位の通報及び公表（法第 12 条）
- (4) 水位周知河川の水位情報の通知及び周知（法第 13 条第 1 項）
前項以外の河川で氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）を定めた河川において、当該河川の水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して、静岡県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般住民に周知させなければならない。
- (5) 洪水予報又は水位到達情報の通知の関係市町長への通知（法第 13 条の 4）
- (6) 洪水浸水想定区域の指定、公表及び通知（法 14 条）
- (7) 大規模氾濫減災協議会の設置（法第 15 条の 9）

(8) 水防警報（法第 16 条）

菊川及び指定した支川について、洪水、津波又は高潮により損害を生ずる恐れがあると認められるときは、水防警報を発表し、静岡県知事に通知しなければならない。

(9) 重要河川における都道府県知事等に対する指示（法第 31 条）

(10) 特定緊急水防活動（法第 32 条）

(11) 水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第 40 条）

(12) 都道府県等に対する水防に関する勧告及び助言（法第 48 条）

5 河川管理者の責任（法第 15 条の 12）

水防管理者に対する浸水被害軽減地区の指定及び市町長に対する水害リスク情報の把握に関する情報提供及び助言をしなければならない。

6 ダム管理者の責任（河川法第 46 条）

洪水が発生し又は発生する恐れがある場合においては、水位及び水量等の観測結果及び、当該ダムの操作の状況を河川管理者及び、関係都道府県知事に通知しなければならない。

7 放送局、西日本電信電話株式会社、その他報道機関の責任（法第 27 条）

水防上緊急を要する通信報道がもっとも迅速に行われるよう協力しなければならない。

8 一般住民の義務

(1) 常に気象状況、水防状況等に注意し、水防管理者の要請のある場合、又は水害が予想される場合は進んで水防に協力するように努めなければいけない。（法第 24 条）

(2) 水防通信への協力（法第 27 条）

第 4 節 津波における留意事項

津波は、発生地点から当該沿岸までの距離に応じて「遠地津波」と「近地津波」に分類して考えられる。

遠地津波の場合は、原因となる地震発生からある程度時間が経過した後、津波が襲来する。

近地津波の場合は、原因となる地震発生から短時間のうちに津波が襲来する。従って、水防活動及び水防団（消防団）員自身の避難に利用可能な時間は異なる。

遠地津波で襲来まで時間がある場合は、正確な情報収集、水防活動、避難誘導等が可能ながある。しかし、近地津波で、かつ安全な避難場所への避難に時間がかかる場合は、水防団（消防団）員自身の避難以外の行動が取れないことが多い。

したがって、あくまでも水防団（消防団）員自身の避難時間を確保したうえで、避難誘導や水防活動を実施しなければならない。

県及び市は、防災対応や避難誘導に当たる者の危険を回避するため、津波到達時間内での防災対応や避難誘導に係る行動ルールを定めるものとする。また、特に市が消防機関及び水防団（消防団）による津波からの円滑な避難の確保等のために実施すべき事項は、以下のとおりとする。

- ・津波警報等の情報の的確な収集及び伝達
- ・津波からの避難誘導
- ・自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する支援
- ・津波到達予想時間等を考慮した退避ルールの確立等

第5節 安全配慮

洪水、津波又は高潮のいずれにおいても、水防団（消防団）員自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。

避難誘導や水防作業の際も、水防団（消防団）員自身の安全は確保しなければならない。なお、水防団（消防団）員自身の安全確保のために配慮すべき事項は下記を参考に活動地域の状況に応じた対応をとるものとする。

- ・水防活動時にはライフジャケット等を着用する。
- ・水防活動時の安否確認を可能にするため非常時でも利用可能な通信機器を携行する。
- ・水防活動時にはラジオ等を携行する等、最新の気象情報等を入手可能な状態で活動する。
- ・指揮者は水防活動が長時間にわたるときは、疲労に起因する事故を防止するため団員を随時交代させる。
- ・水防活動を行う範囲に応じて監視員を適宜配置する。
- ・指揮者又は監視員は、現場状況の把握に努め、水防団（消防団）員の安全を確保するため、必要に応じ、速やかに退避を含む具体的な指示や注意を行う
- ・指揮者は水防団（消防団）員等の安全確保のため、予め活動可能な時間等を水防団（消防団）員等へ周知し、共有しなければならない。
- ・指揮者は、活動中の不測の事態に備え、退避方法、退避場所、退避を指示する合図等を事前に徹底する。
- ・出水時期に、洪水時の堤防決壊の事例等の資料を水防団（消防団）員全員に配布し、安全確保のための研修を実施する。

第2章 重要水防箇所

第1節 重要水防箇所

市域1・2級河川、及び海岸等で特に水防上警戒又は防ぎよに重要性を有する箇所は別表201-1<重要水防箇所一覧>のとおりであり、位置は別表201-2<菊川管内図>のとおりである。

水防管理団体は、常に該当箇所の現状把握に努め、その水防対策を確立しておかなくてはならない。

第2節 国土交通省 重要水防箇所の区分

国土交通省重要水防箇所の区分については別表202-1<国土交通省重要水防箇所の区分>及び国土交通省重要水防箇所評定基準（案）については別表202-2<国土交通省重要水防箇所評定基準（案）>のとおりである。

第3節 静岡県 重要水防箇所の区分

静岡県重要水防箇所の区分については別表203-1<静岡県重要水防箇所の区分>及び静岡県（県管理区間）重要水防箇所評定基準については別表203-2<静岡県（県管理区間）重要水防箇所評定基準>のとおりである。

第4節 その他水防上重要かつ密接な関係を有するものの処置

- 1 時間雨量50mm及び異常潮位による湛水注意箇所は、別表204-1<湛水注意箇所>のとおりである。これらの箇所については通常時の点検並びに洪水出水中の定期的巡回、監視を行い水害の軽減、防止に努めること。
- 2 水防上特に重大な影響を持つ橋梁は、別表204-2<水防上重大な影響のある橋梁一覧表>のとおりである。
- 3 河川高水敷上の工作物については、洪水時における工作物設置者との連絡体制を整え移動等が迅速に行えるよう処置するものとする。

第3章 ダム、水こう門等及びその操作

第1節 ダム、水こう門等の操作

ダム及び水防上重要な大規模水こう門等は、以下の表のとおりである。

水系名	河川名	ダム名	所在地	管理者
太田川	原野谷川	原野谷川農地防災ダム	掛川市丹間	静岡県
太田川	太田川	太田川ダム	周智郡森町亀久保	静岡県

水防管理団体は、当該施設の規模、能力等を熟知するとともに緊急時に対応できる対策を確立しておかなければならない。

なお、ダム等の管理者は、常に当該施設が十分その機能を発揮できるよう努めなければならない。

特に、水防時においては、操作規則及び操作規程等に基づき、適正な操作をはかり、水害の軽減防止に努めるものとする。

ダム等の管理者は洪水予警報、水防警報等の通知を受けたとき、または雨量、水位、流量等の気象状況を考慮し、洪水時または洪水の恐れがあると認めるときは、それを定められた操作規則及び操作規程等に基づいて的確な操作を行う。特に、放流の影響がきわめて大きいダム等の操作にあつては、袋井土木事務所、浜松河川国道事務所、下流地域の水防管理者等に迅速に連絡を行うものとする。

なお、ダム諸元は以下の表（ダム一覧表）のとおりである。

水系名	河川名	ダム名	型式	目的	堤高 (m)	総(有効) 貯水容量 (千m ³)	ダムの 種類	所在地	ダム 管理者名	竣工 年度
太田川	原野谷川	原野谷川	G	F	31.0	(1,207) 1,252	IV	掛川市丹間	静岡県	昭43
太田川	太田川	太田川	G	FNW	70.0	(10,800) 11,600	IV	周智郡森町 亀久保	静岡県	平21

目的 F：洪水調節 N：不特定用水 A：かんがい W：上水 I：工業用水 P：発電
型式 E：アースダム G：重力式コンクリートダム HG：空中重力式コンクリートダム
R：ロックフィルダム FA：アスファルトフェイシングフィルダム
A：放物線アーチ式コンクリートダム

(注) ダムの種類

第I類 その設置に伴い、下流の洪水流量が著しく増加するダムで、これによって生ずる災害を防止するため、当該増加流量を調節することができると思われる容量を確保して、洪水に

対処する必要があるもの。

第Ⅱ類 堆砂によりその上流の河床が上昇したダム、又はその設置者が貯水池の敷地として権限を取得した土地の広さが十分でないダムで、洪水時にその上流の水位が上昇することによって生ずる災害を防止するため、貯水池の水位を予備放流水位として、洪水に対処する必要があるもの。

第Ⅲ類 貯水池の容量に比して、洪水吐の放流能力が大きいダム、又は洪水吐ゲートの操作の方法が複雑であるダムで、貯水池の水位を予備放流水位として洪水に対処することが、災害の発生の防止上適切と認められるもの。

第Ⅳ類 貯水池の水位を常時満水位として洪水に対処しても、災害の防止上支障がないダム。

1 洪水警報時における措置

最大流入量、その他流入量の時間的変化を予測し、予備放流等の必要のあるダムについては、予備放流を行う。

2 洪水時における措置

洪水時においては、下流の水位の急激な変動を生じないように洪水調節可能なダムについては洪水を調節し、その他のダムについては、流入量に相当する流量を放流する等の措置を講ずるものとする。

3 緊急時の措置

洪水時ダム等に破損または決壊の危険が生じた場合は、すみやかに下流域の被害を及ぼす範囲の市町、警察、その他関係機関にその状況を連絡し、地域住民の避難等が迅速に行えるように措置するものとする。

第2節 水防上注意を要する水こう門等

水防上重要な水こう門等は、別表 302-1<水防上注意を要する水門等一覧表>のとおりである。

水防管理団体は、水防上重要な水こう門等の規模、能力等を熟知するとともに、緊急時に対処できる応急対策を確立するものとする。

水こう門等の管理者は、常に当該施設が十分その機能を発揮できるように努めなければならない。

特に、水防時において適正操作をはかり、水害の軽減防止に努めるとともに操作状況を必要に応じ、水防区（袋井土木事務所）及び水防管理者（市長）に報告するものとする。

第3節 河口部・海岸部の水門・こう門（津波・高潮時）

河口部・海岸部の水門・こう門の管理者は、常に当該施設が十分その機能を発揮できるよう努めるとともに、特に水防時には適正な操作を行い、水害の軽減、防止に努めるものとする。

河口部・海岸部の水門・こう門の管理者は、大津波警報、津波警報が発令された場合には、現地で直接操作をさせないなど、操作員の安全確保を最優先にしたうえで、各施設の操作規則等に基づき、的確な操作を行うものとする。

第4節 事前放流を実施するダムへの操作

ダムは、第1節のダム及び水防上重要な大規模水こう門等の表のとおりである。なお、事前放流に係る操作規則及び操作規程等は、県水防計画の別冊ダム及び水門編のとおりである。

ダム管理者は各水系の治水協定に基づき事前放流の実施を判断し、操作規則及び操作規程等に基づいて的確な操作を行う。

第4章 水防組織及び事務

水防に関係のある警報・注意報等の発表又は地震等の発生等により、洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときから洪水等のおそれがなくなったと認められるときまで、市は市役所に掛川市水防本部（以下「水防本部（災害警戒及び災害対策本部）」という。）を設置する。

第1節 事前配備体制

事前配備体制は情報収集体制等とする。

1 事前配備基準

事前配備体制は、別表 401-1<災害時等の配備体制と動員計画>で定める配備体制であり、その基準は次のとおりである。

- (1) 大雨・洪水・暴風・大雪警報のいずれかが発表されたとき
- (2) 津波注意報が発令されたとき

2 活動の内容

関係部課等が積極的に水防情報の収集及び河川、排水路並びに既往の災害箇所の巡視警戒にあたるとともに、必要な処置を行うものとする。

第2節 水防本部（災害警戒及び災害対策本部）の設置

1 水防本部（災害警戒及び災害対策本部）の設置基準

災害対策本部の設置基準は、別表 401-1<災害時等の配備体制と動員計画>で定める配備体制であり、その基準は次のとおりである。

- ・ 氾濫危険水位に達し、さらに上昇するおそれがあるとき
- ・ 堤防に異常な漏水・浸食等が発見されたとき
- ・ 避難指示を発令するとき
- ・ 特別警報が発表されたとき
- ・ 広範囲に災害が発生したとき

2 水防本部（災害警戒及び災害対策本部）の設置

- (1) 掛川市役所内に水防本部（災害警戒及び災害対策本部）を設置する。
- (2) 水防本部（災害警戒及び災害対策本部）の庶務は危機管理課において処理する。

3 水防本部（災害警戒及び災害対策本部）の組織及び事務分掌

水防本部（災害警戒及び災害対策本部）の組織は、別表 402-1<掛川市水防本部（災害警戒及び災害対策本部）編成図>のとおりとし、事務分掌は別表 402-2<掛川市水防本部（災害警戒及び災害対策本部）における事務分掌>の定めるところによるものとする。

- (1) 水防本部長は、市長をもって充てる。
- (2) 水防副本部長は、副市長、教育長をもって充てる。
- (3) 水防本部室長は、危機管理監をもって充てる。

4 庁内の連携体制

別表 401-1<災害時等の配備体制と動員計画>で定める事前配備体制時での情報伝達は別表 402-3<大雨・洪水警報発令後（風水害）の庁内連絡体制>に基づき情報収集に努める。

第3節 水防本部（災害警戒及び災害対策本部）の廃止等

1 水防本部（災害警戒及び災害対策本部）の廃止

水防本部長は、水害応急対策が完了したと認めたとき、被害がなく河川水位が氾濫注意水位以下に至ったとき又は氾濫注意水位以上であっても水防活動の必要がなくなったと認めたときは、水防本部（災害警戒及び災害対策本部）を廃止する。

第4節 大規模氾濫減災協議会

施設では守りきれない大洪水は、必ず発生するとの考えに立ち、関係市町と国、県等が連携・協力して減災のための目標を共有し、ハード・ソフト対策を一体的かつ計画的に推進し社会全体で洪水に備える「水防災意識社会」を再構築することを目的として、大規模氾濫減災協議会を設置するものとする。協議会では、過去の水害の特徴や課題を踏まえ、大規模氾濫時の減災対策として各構成機関が計画的・一体的に取り組む事項について、協議し、共有するものとする。

1 国・県大規模氾濫減災協議会の設置

法第 15 条の 9 及び 10 に基づく国土交通大臣及び都道府県知事が組織する大規模氾濫減災協議会は、以下のとおりである。

協議会名	関係市町
西部・中東遠地域大規模氾濫減災協議会 （国土交通省浜松河川国道事務所、 浜松・袋井土木事務所）	袋井市、掛川市、菊川市、御前崎市、磐田市、 森町、浜松市、湖西市

2 地域の取組方針

協議会にて取りまとめられた「地域の取組方針」に基づき、各構成機関が連携し地域の減災に向け取組を推進するものとする。

第5章 通信連絡

第1節 水防通信連絡系統

水防時に必要な連絡用の電話、無線電話の通信系統は別表 501-1<水防時における通信連絡基本系統図>とするが、詳細は別表 501-2<水防関係機関の電話番号一覧表>、別表 501-3<静岡県水防区連絡系統図>のとおりである。

第2節 放送局通信施設の使用

放送局に一般放送を要請するものは、次のとおりであるが、各水防機関は、停電等による通信不能を考慮し非常用ラジオを備えるよう努めること。

- (1) 国土交通省及び県機関の行う水防警報、洪水予報、氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）の水位情報
- (2) 水防管理者及び県機関等の行う立退きの指示
- (3) 他の通信が途絶したとき特に必要とする事項

第3節 その他の通信施設の使用

その他一般公衆電話による通信が不能又は特に緊急を要する場合は、次に掲げる機関の専用電話、無線等の通信施設を使用することができる。

- (1) 警察通信施設
- (2) 国土交通省関係通信施設
- (3) 鉄道関係通信施設
- (4) 電力会社関係通信施設

第6章 気象庁が行う予報及び警報とその措置

(共同業務を除く)

第1節 水防活動に必要な気象等の予報及び警報

1 気象予報

気象業務法の規定に基づき、水防活動のために発表する注意報、警報の種類及び発表基準は、別表 601-1<水防活動のために発表される警報等の種類とその発表基準>のとおりである。

2 気象警報等の伝達等系統（津波警報等は除く。）

気象警報等の伝達等系統は、別表 601-2<気象警報等の伝達等系統図（津波警報等は除く）>により行うものとする。

3 通信途絶時の注意報及び警報等伝達代替経路

障害等により、通常の通信経路が途絶した場合は、あらかじめ定めた障害時用加入 FAX へ伝達する。

この FAX も途絶した場合は、状況により可能な範囲で県防災行政無線、加入電話、その他機関の相互協力により伝達に努める。

第2節 津波注意報、警報の種類

1 津波警報等の種類及び内容

- ・津波警報：津波による重大な災害のおそれがあると予想されるとき発表。
- ・津波注意報：津波による災害のおそれがあると予想されるとき発表。
- ・津波予報：津波の心配がない場合や若干の海面変動が予想されるが、災害のおそれがない場合に発表。

2 解説、発表される津波の高さ等

(1) 津波警報、津波注意報

予報の種類	分類	解説	発表する津波の高さ	
			数値表現	定性的表現
警報	大津波警報 (特別警報)	大きな津波が襲い甚大な被害が発生します。沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。津波は繰り返し襲ってきます。警報が解除されるまで安全な場所から離れないでください。	10m超 10m 5m	巨大
	津波警報	津波による被害が発生します。沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。津波は繰り返し襲ってきます。警報が解除されるまで安全な場所から離れないでください。	3m	高い
注意報	津波注意報	海の中や海岸付近は危険です。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れてください。潮の流れが速い状態が続きますので、注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近づいたりしないようにしてください。	1m	〔 表記しない 〕

(2) 津波予報の発表基準と発表内容

予報	発表基準	発表内容
津波予報	津波が予想されないとき	津波の心配がない旨を発表。(地震の情報等を含めて発表)
	0.2m未満の海面変動が予想されたとき	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表。(津波に関するその他の情報を含めて発表)
	津波警報・津波注意報解除後も海面変動が継続するとき	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っただけの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表。(津波に関するその他の情報を含めて発表)

(注) 1 津波による災害のおそれなくなったと認められる場合、警報及び注意報の解除を行う。

このうち、津波注意報は、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが発表基準より小さくなる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

2 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位とその時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

3 津波警報等の伝達等系統図

津波警報等の伝達等系統は、別表 602-1<津波警報等の伝達等系統図>により行うものとする。

4 通信途絶時の注意報及び警報等伝達代替経路

障害等により、通常の通信経路が途絶した場合は、あらかじめ定めた障害時用加入 FAX へ伝達する。

この FAX も途絶した場合は、状況により可能な範囲で県防災行政無線、加入電話、その他機関の相互協力により伝達に努める。

5 津波注意報及び津波警報標識

津波注意報及び津波警報に係わる標識（鐘、サイレンによる伝達）は、別表 602-2<津波注意報及び津波警報標識>のとおりである。

第7章 洪水予報

第1節 国土交通大臣と気象庁長官が共同して行う洪水予報とその措置

国土交通大臣が指定した菊川について気象庁長官と共同して国土交通大臣が行う洪水予報を、次に示す菊川洪水予報計画に基づき水位を示して発表する。

1 洪水予報を行う河川名及びその区域

河川名	区 域
菊 川	左岸 菊川市富田字川原田三十八番八地先から海まで 右岸 菊川市富田字長行平七十六番二十地先から海まで

2 洪水予報の対象となる水位観測所

河川名	観 測 所 名	地 先 名	位 置	氾濫 注意水位 (警戒水位)	避難判断 水位	氾濫 危険水位 (危険水位)
菊 川	加 茂	菊川市加茂	左岸河口より 11.9km	2.50m	3.20m	3.50m

3 洪水予報発表者

河 川 名	発 表 者	責 任 者 官 職 名
菊 川	浜松河川国道事務所 静岡地方気象台	浜松河川国道事務所長 静岡地方気象台長

4 洪水予報の発表及び解除の基準

種 類	発 表 基 準	摘 要
氾濫注意情報 (洪水注意報)	基準地点の水位が、氾濫注意水位(警戒水位)に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき。	洪水予報の終了時期は洪水による危険がなくなつたと認められるとき浜松河川国道事務所と静岡地方気象台が協議の上決定する。
氾濫警戒情報 (洪水警報)	基準地点の水位が、一定時間後に氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)に達することが見込まれるとき、又は、避難判断水位に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき。	同上
氾濫危険情報 (洪水警報)	急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき、あるいは氾濫危険水位に到達したとき	
氾濫発生情報 (洪水警報)	堤防からの越水または破堤がおり、河川水による浸水が確認されたとき。	

	洪水予報が継続しているときに、補足情報が必要な場合は、発表中の洪水予報に一連番号を付けて発表する。	
--	---	--

5 洪水予報の発表形式

迅速・確実な洪水予報を発表するため、オンラインシステムを整備し、洪水予報文の作成を行う。このシステムにより作成される洪水予報文が、資料 701-1・2・3・4<菊川洪水予報形式>のとなり、通常はこの形式で発表される。

オンラインシステムに不具合が生じた場合、FAX等の伝達機器が使用できない場合等に電話等により伝達することが必要となる。この場合には、資料 702-1<菊川洪水予報用紙>を使用する。

6 洪水予報通知

河川名	発報担当者	受報担当者	連絡方法
菊川	浜松河川国道事務所長	河川砂防局長	加入電話
	静岡地方気象台長	危機対策課長	防災情報提供システム

7 洪水予報連絡系統図

菊川洪水予報連絡系統は、別表 703-1<菊川洪水予報連絡系統図>のとおりであり、洪水予報の通知は、基本的にはFAX又はオンライン通信で通知する。その後必要な機関に対しては受領の確認を行うものとする。

第2節 静岡県知事と気象庁長官が共同して行う洪水予報とその措置

静岡県知事が指定した太田川水系太田川・原野谷川について気象庁長官と共同して静岡県知事が行う洪水予報を、次に示す太田川水系太田川・原野谷川洪水予報計画に基づき水位を示して発表する。

1 洪水予報を行う河川名及びその区域

水系名	河川名	区 域
太田川水系	太田川	左岸 周智郡森町城下三倉川合流点から海まで 右岸 //
	原野谷川	左岸 袋井市逆川合流点から太田川合流点まで 右岸 //

2 洪水予報の対象となる水位観測所

水系名	河川名	観測所名	地 先 名	氾濫注意水位 (警戒水位)	避難判断水位	氾濫危険水位 (洪水特別警戒水位)
太田川水系	太田川	天方	周智郡森町森 26-23	1.90m	2.40m	2.80m
		新貝	磐田市新貝 11	3.50m	4.30m	4.60m
	原野谷川	山名	袋井市袋井 118	5.70m	6.50m	7.00m

3 洪水予報発表者

水系名	担当官署	発表責任者
太田川水系	袋井土木事務所 静岡地方気象台	袋井土木事務所長 静岡地方気象台長

4 洪水予報の発表及び解除の基準

種 類	発 表 基 準	摘 要
氾濫注意情報 (洪水注意報)	基準地点の水位が、氾濫注意水位（警戒水位）に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき。	洪水予報の終了時期は洪水による危険がなくなったと認められるとき袋井土木事務所と静岡地方気象台が協議の上決定する。
氾濫警戒情報 (洪水警報)	基準地点の水位が、一定時間後に氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に到達することが見込まれるとき、又は避難判断水位に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき。	同上
氾濫危険情報 (洪水警報)	急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき、あるいは氾濫危険水位に到達したとき	
氾濫発生情報 (洪水警報)	堤防からの越水または破堤がおこり、河川水による浸水が確認されたとき。	
	洪水予報が継続しているとき	

	に、補足情報が必要な場合は、発表中の洪水予報に一連番号を付けて発表する。	
--	--------------------------------------	--

5 洪水予報の発表形式

迅速・確実な洪水予報を発表するため、オンラインシステムを整備し、洪水予報文の作成を行う。このシステムにより作成される洪水予報文が、資料 704-1・2・3・4<太田川水系太田川・原野谷川洪水予報発表形式>のとなり、通常はこの形式で発表される。

オンラインシステムに不具合が生じた場合、FAX等の伝達機器が使用できない場合等に電話等により伝達することが必要となる。この場合には、資料 705-1・2・3<太田川水系太田川・原野谷川洪水予報用紙>を使用する。

6 洪水予報通知

水系名	発報担当者	受報担当者	連絡方法
太田川水系	袋井土木事務所長	河川砂防局長	加入電話
	静岡地方気象台長	危機対策課長	防災情報提供システム

7 洪水予報連絡系統図

太田川水系太田川・原野谷川洪水予報の連絡系統は、別表 706-1<太田川水系太田川・原野谷川洪水予報連絡系統図>のとおりであり、洪水予報の通知は、基本的にはFAX又はオンライン通信で通知する。その後必要な機関に対しては受領の確認を行うものとする。

第8章 水防警報

第1節 国土交通大臣が行う水防警報とその措置

国土交通大臣が指定した菊川についての水防警報の発表は、浜松河川国道事務所長が行うものとし、次に示す菊川水防警報計画に基づき、水位を示して水防上の警報を発表する。

1 水防警報を行う河川名及びその区域

河川名	水防警報計画名	区 域		区域延長
菊川	菊川水防警報計画	幹 川	左岸 菊川市富田字川原田三十八番八地先から海まで 右岸 菊川市富田字長行平七十六番二十地先から海まで	17,600m
		支 川 (牛淵川)	左岸 菊川市牛淵字里番百六十五番地先から幹川合流点まで 右岸 菊川市牛淵字里番百六十五番地先から幹川合流点まで	12,300m
		支 川 (下小笠川)	左岸 静岡県掛川市下土方字椿藪百九十九番地の一地先の県道橋から幹川合流点まで 右岸 静岡県掛川市下土方字椿藪百九十九番地の一地先の県道橋から幹川合流点まで	3,930m
	菊川水防警報計画 (津波)	幹 川	左岸 菊川市上平川四十九番地先から海まで 右岸 菊川市下内田三千百六十番四地先から海まで	9,200m
		支 川 (牛淵川)	左岸 菊川市赤土字洲崎千四百九十九番一地先から幹川合流点まで 右岸 菊川市下平川字東方田千百三十七番一地先から幹川合流点まで	5,600m
		支 川 (下小笠川)	左岸 静岡県掛川市下土方字椿藪百九十九番地の一地先の県道橋から幹川合流点まで 右岸 静岡県掛川市下土方字椿藪百九十九番地の一地先の県道橋から幹川合流点まで	3,930m

2 水防警報の対象水位観測所

水系名	河川名	観測所名	所在地	位 置	水防団待機(指定)水位	氾濫注意(警戒)水位	出動水位	避難判断水位	氾濫危険(洪水特別警戒)水位	計画高水位	現況堤防高	堤内地盤高
菊川	菊川	加茂	菊川市加茂小川端	左岸河口から11.9km	m 1.50	m 2.50	m 3.20	m 3.20	m 3.50	m 5.94	m 左7.7 右7.6	m 左6.4 右5.2
		嶺田	菊川市嶺田	右岸河口から6.4km	2.00	4.30	4.90	—	—	5.79	左7.4 右7.5	左3.8

菊川	支川 牛淵川	堂山	菊川市 堂山新田	右岸合流点から 3.6km	3.10	4.60	4.90	4.90	(5.30)	5.86	左 7.6 右 7.5	左 3.6 右 4.2
		横地	菊川市 東横地	左岸合流点から 10.1km	1.80	2.10	2.30	2.30	(2.30)	4.06	左 5.3 右 5.1	左 5.3 右 3.5
	支川 下小笠川	川久保	掛川市 川久保	右岸河口から 2.6 km	1.40	2.00	2.50	3.00	(3.30)	—	左 4.4 右 4.6	左 0.7 右 3.5

3 水位の種類

水位の種類、内容については、別表 801-1<水位の種類及び内容>に示すとおりである。

4 水防警報の種類及び発表基準

(1) 水防警報の種類、内容及び発表基準（中部地方整備局）

種類	内 容	発 表 基 準
準備	水防資器材の整備点検、水門等の開閉の準備、幹部の出動等に対するもの	水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達し、気象状況及び河川状況等により必要と認められたとき
出動	水防団（消防団）員の出動を通知するもの	水位が出動水位に達し、気象状況及び河川状況等により必要と認められたとき
解除	水防活動の終了を通知するもの	水位が氾濫注意水位（警戒水位）を下廻り、水防作業の必要がなくなったとき
情報	水防活動上必要とする水位、その他河川の状況を通知するもの	適宜

(2) 水防警報（津波）の種類、内容及び発表基準（中部地方整備局）

種類	内 容	発 表 基 準
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	津波警報が発表される等、水防作業が安全に行える状態で、かつ必要と認めるとき。
解除	水防活動の必要が解消した旨を通告するもの。	(1) 気象庁から津波注意報や警報が解除されたとき (2) 水防活動の必要があると認められなくなったとき

5 水防警報連絡系統図

水防警報の連絡系統は、別表 801-2<菊川水防警報連絡系統図>のとおりであり、水防警報の伝達方法は、基本的に F A X にて伝達する。その後、電話にて受領の確認を行うものとする。

6 水防警報の伝達用紙

水防警報の伝達を行う場合の様式は、資料 801-3<菊川水防警報用紙>のとおりである。

7 水防警報発報担当者等

観測所名	発報担当者	受報担当者	通信連絡先及びその方法		関係水防管理団体
			発報担当者側	受報担当者側	
加茂嶺田山川久保	浜松河川国道事務所長	袋井土木事務所長	TEL 053-466-0116 FAX 053-466-0122	TEL 0538-42-3217 FAX 0538-42-4370 (SIPOS) FAX 0538-42-3270 (直)	掛川市 菊川市
		河川砂防局長		TEL 054-221-3259 FAX 054-272-8451 (SIPOS) FAX 054-221-3260 (直)	

第2節 静岡県知事が行う水防警報とその措置

静岡県知事が指定した太田川（支川原野谷川を含む。）についての水防警報の発表は、袋井土木事務所長が行うものとし、次に示す太田川水防警報計画に基づき、水位、流量等を示して水防上の警報を発表する。

1 水防警報を行う河川名及びその区域

水防警報計画名	河川名	区 域		区域延長
太田川水防警報計画	太田川	幹 川	左岸 周智郡森町城下三倉川合流点から海まで 右岸 周智郡森町城下三倉川合流点から海まで	22,730m
		支 川 (原野谷川)	左岸 掛川市西之谷川合流点から幹川合流点まで 右岸 掛川市西之谷川合流点から幹川合流点まで	19,000m
	太田川 (津波)	幹 川	左岸 磐田市和口原野谷川合流点から海まで 右岸 磐田市和口原野谷川合流点から海まで	4,000m

2 水防警報対象水位観測所

河川名	観測所名	事務所名	所在地	位 置	水防団待機 (指 定) 水 位	氾濫注意 (警 戒) 水 位	避 難 判 断 水 位	既往最 高水位	現 況 堤防高	堤内 地盤高
太田川	幹川	袋井土木	周智郡森町森	河口より 21.5km	m 1.40	m 1.90	m 2.40	m 2.90	左 4.7m 右 4.5	左 2.6m 右 3.4
			磐田市新具	河口より 6.5km	3.00	3.50	4.30	5.75	右 7.9 左 7.5	左 5.0 右 2.7
	支川 (原野谷川)		袋井市袋井	合流点より 5.6km	5.00	5.70	6.50	8.20	左 9.5 右 8.9	左 5.2 右 6.5
	吉岡橋		掛川市吉岡	合流点より 13.8km	2.70	3.20	—	4.40	左 5.7 右 5.3	左 2.2 右 2.3

3 水位の種類

水位の種類、内容については、別表 801-1<水位の種類及び内容>に示すとおりである。

4 水防警報発令及び解除の基準

(1) 静岡県水防警報発表及び解除の基準

種類	内 容	発 表 基 準
準備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの	水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達し、なお上昇の恐れがあり、かつ出動の必要が予測されるとき
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの	水位が氾濫注意水位（警戒水位）を超え、なお上昇して出動の必要を認めるとき
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通知するもの	氾濫注意水位（警戒水位）以下に下降したとき、又は、氾濫注意水位（警戒水位）以上であっても水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき
情報	水防活動上必要とする水位、その他河川の状況を通知するもの	気象予警報及び河川状況により、特に必要と認めるとき

(2) 静岡県水防警報発表及び解除の基準（津波）

種類	内 容	発 表 基 準
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの	津波警報が発表される等、水防作業が安全に行える状態で、かつ必要と認めるとき。
解除	水防活動の必要が解消した旨を通告するもの	(1) 気象庁から津波注意報や警報が解除されたとき (2) 水防活動の必要があると認められなくなったとき

5 水防警報連絡系統図

水防警報の連絡系統は、別表 802-1<太田川水防警報連絡系統図>のとおりであり、水防警報の伝達方法は、基本的にFAXにて伝達する。その後、電話にて受領の確認を行うものとする。

6 水防警報の伝達用紙

水防警報の伝達を行う場合の様式は、資料 802-2<水防警報発報受報用紙>を使用する。

7 水防警報発報担当者等

観測 所名	発報担当者	受報担当者	通信連絡先及びその方法	
			発報担当者側	受報担当者側
天 方 新 貝 山 名 吉岡橋	袋井土木 事務所長	太田川原 野谷川治 水水防組 合管理者	TEL 0538-42-3217 FAX 0538-42-4370 (SIPOS) FAX 0538-42-3270 (直)	TEL 0538-44-3166 FAX 0538-42-3367

第9章 水位周知河川における水位到達情報

第1節 国土交通大臣が行う水位周知河川における水位到達情報の

通知及び周知

知事は、国土交通大臣が指定した河川について水位到達情報の通知を受けたとき、その旨を当該河川の水位又は流量を示して水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、一般に周知させるものとする。

氾濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位への到達情報（氾濫注意水位を下回った場合の情報（氾濫注意情報の解除）を含む）、氾濫発生情報は、可能な範囲で行うこととする。

1 水位到達情報を通知及び周知する河川名及びその区域

河川名	区 域		区域 延長
菊 川	支 川 (牛淵 川)	左岸 菊川市牛淵字里番百六十五番地先から幹川合流点まで 右岸 菊川市牛淵字里番百六十五番地先から幹川合流点まで	12,300 m
	支 川 (下小笠 川)	左岸 掛川市下土方字椿藪百九十九番地の一地先の県道橋から幹川合流点まで 右岸 掛川市下土方字椿藪百九十九番地の一地先の県道橋から幹川合流点まで	3,930 m

2 水位到達情報を通知及び周知する河川の対象水位観測所

水系名	河川名	観測 所名	所在地	位 置	水防団 待機 (指定) 水位	氾濫 注意 (警戒) 水位	出動 水位	避難 判断 水位	氾濫危険 (特別警戒) 水位	計画 高水 位	現況 堤防 高 (m)	堤内 地盤 高 (m)
菊川	支 川 牛淵川	堂山	菊川市 堂山 新田	右岸合流点 から3.6km	m 3.10	m 4.60	m 4.90	m 4.90	m 5.30	m 5.86	左7.6 右7.5	左3.6 右4.2
		横地	菊川市 東横地	左岸合流点 から10.1km	1.80	2.10	2.30	2.30	2.30	4.06	左5.3 右5.1	左5.3 右3.5
	支 川 下小笠川	川久保	掛川市 川久保	右岸合流点 から2.6km	1.40	2.00	2.50	3.00	3.30	—	左4.4 右4.6	左0.7 右3.5

3 水位到達情報の発報担当者等

観測所名	発報担当者	受報担当者	通信連絡先及びその方法	
			発報担当者側	受報担当者側
堂山 横地 川久保	浜松河川国 道事務所長	袋井土木 事務所長	TEL 053-466-0116	TEL 0538-42-3217 FAX 0538-42-4370 (SIPOS) FAX 0538-42-3270 (直)
		河川砂防 局長	FAX 053-466-0122	TEL 054-221-3259 FAX 054-272-8451 (SIPOS) FAX 054-221-3260 (直)

4 水位到達情報の発表する情報の種類、基準

種類	発表基準
氾濫注意情報	基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に到達したとき
氾濫警戒情報	基準地点の水位が避難判断水位に到達したとき
氾濫危険情報	基準地点の水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に到達したとき
氾濫発生情報	氾濫が発生したとき

5 水位到達情報連絡系統図

水位到達情報の連絡系統は、別表 901-1<菊川水系牛淵川、下小笠川の避難判断水位（洪水特別警戒水位）の水位到達情報連絡系統図>のとおりであり、水位到達情報の伝達方法は、基本的に F A X にて伝達する。その後電話にて受領の確認を行うものとする。

また、掛川市から関係機関へ行なう水位到達情報の連絡系統は、別表 901-2<菊川水系牛淵川、下小笠川の水位到達情報連絡系統図>のとおりであり、水位到達情報の伝達方法は、基本的に電話連絡にて伝達する。

6 水位到達情報の通知

資料 901-3<菊川水系牛淵川水位到達情報発表用紙>より、水位到達情報を通知する。また、必要に応じて補足情報を明示して情報提供する。

第2節 静岡県知事が行う水位周知河川における水位到達情報の通知

及び周知

知事は、知事が指定した河川について、水位が氾濫危険水位（法第 13 条第 1 項及び第 2 項に規定される洪水特別警戒水位）に達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して水位防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、一般に周知させるものとする。

氾濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位への到達情報（氾濫注意水位を下回った場合

の情報（氾濫注意情報の解除）を含む）、氾濫発生情報（要現認）の発表は、可能な範囲で行うこととする。

また、静岡県知事が指定した河川について通知をした静岡県知事は、避難のための立退きの勧告又は指示の判断に資するため、関係市町の長にその通知に係る事項を通知するものとする。

1 水位到達情報を通知及び周知する河川名及びその区域

河川名	区 域		区域 延長
太田川	支 川 (逆 川)	左岸 掛川市逆川鞍下橋～原野谷川合流点まで 右岸 掛川市千羽鞍下橋～原野谷川合流点まで	12,000 m

2 水位到達情報を通知及び周知する河川の対象水位観測所

河川名	観測 所名	事務 所名	所在地	位 置	水防団 待機 (通報) 水位	氾濫 注意 (警戒) 水位	避難 判断 水位	氾濫危険 (特別警戒) 水位	既往最 高水位 (m)	現 況 堤防高 (m)	堤内地 地盤高 (m)	
太 田 川	支川 (逆川)	細田	袋井	掛川市	本川合流点	m	m	m	m	m	左 9.08 右 8.93	左 4.77 右 6.50
				細田	から 4.4km	2.60	4.50	5.20	6.10	7.80		
	金城橋	土木	掛川市	本川合流点	m	m	m	m	m	左 6.51 右 5.60	左 6.31 右 4.57	
			金城	から 9.46km	3.50	4.00	4.50	4.90	5.38			

3 避難判断水位（特別警戒水位）の水位到達情報の発報担当者等

観測 所名	発報担当者	受報担当者	通信連絡先及びその方法	
			発報担当者側	受報担当者側
細 田 金城橋	袋井土木 事務所長	掛川市長 (危機管理課)	TEL 0538-42-3217 FAX 0538-42-4370 (SIPOS) FAX 0538-42-3270 (直)	TEL 0537-21-1131 FAX 0537-21-1168

4 氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）の基準

氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）は、氾濫注意水位（警戒水位）を超える水位であって計画高水位、若しくは基準観測所において当該水位の基準観測所換算推移を観測時時点から当該危険箇所において越水又は溢水が発生するまでに、避難指示の発令、情報伝達及び避難を完了させることが可能となるよう、水位上昇速度及び避難等に要する時間（リードタイム）を考慮して設定した水位の低い方の水位であり、この水位に達したときは「水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力

を求めて、これを一般に周知させなければならない」(法第 13 条)。水防管理者において、氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)に到達した情報は、「災害の発生を特に警戒すべき水位」として住民の避難等に資する洪水情報となる。

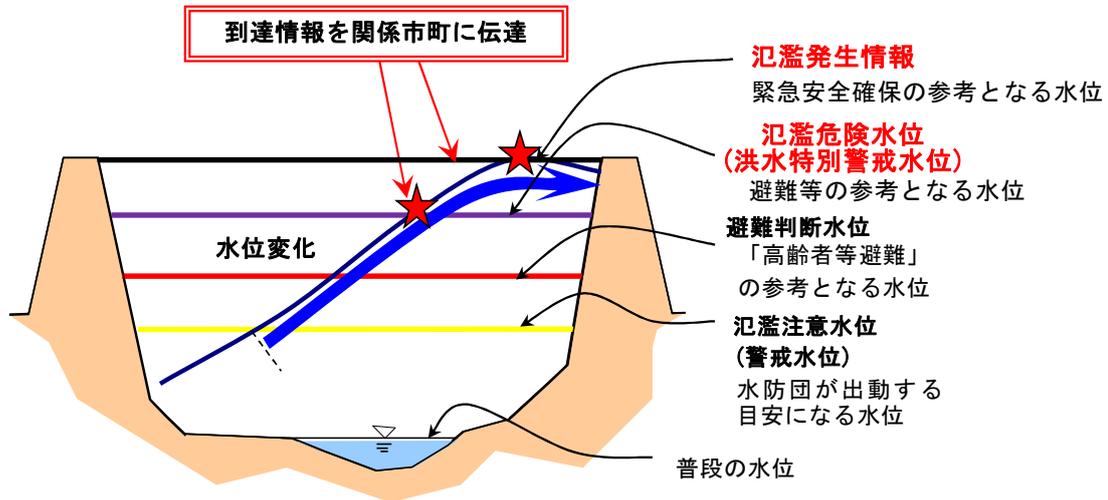


図. 12-4 静岡県の氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)の設定

5 氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)連絡系統図

氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)の連絡系統は、別表 902-1<太田川水系逆川の氾濫危険水位水位(洪水特別警戒水位)の水位到達情報連絡系統図>のとおりであり、氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)の水位到達情報の伝達方法は、基本的にFAXにて伝達する。その後電話にて受領の確認を行うものとする。

また、掛川市から関係機関へ行なう氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)の連絡系統は、別表 902-2<太田川水系逆川の水位到達情報連絡系統図>のとおりであり、氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)の水位到達情報の伝達方法は、基本的に電話連絡にて伝達する。

6 水位周知河川における水位到達情報の通知

資料 902-3<県管理河川氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)情報発表用紙>より、氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)に達した旨の水位到達情報、氾濫発生情報を通知する。また、必要に応じて補足情報を明示して情報提供する。

第10章 水防活動

第1節 水防機関の配備体制

1 市の配備体制

水防本部長（市長）は、必要と認めたときは、災害対策本部体制を指令するものとする。

なお、平常勤務から事前配備体制等への移行を迅速、かつ、確実にを行うため別表 401-1 <災害時等の配備体制と動員計画>により行うものとする。

2 水防団（消防団）の非常配備体制

水防本部長が水防団（消防団）を非常配備につかせるための指令は、次の場合に発するものであり、具体的には、別表 1001-1 <水防団（消防団）に対する非常配備基準>の基準により配備体制につくものとする。

(1) 水防本部長自らの判断により必要と認める場合

この場合には、速やかに袋井水防区長（袋井土木事務所長）を経由して静岡県水防本部長（県知事）に報告するものとする。

(2) 静岡県水防本部又は浜松河川国道事務所、袋井水防区（袋井土木事務所）並びに太田川原野谷川治水水防組合より警報の伝達を受けた場合

(3) 緊急にその必要があるとして静岡県水防本部長（県知事）からの指示があった場合

3 水防団（消防団）の区分図および詰所位置

消防団の区分は別紙 1001-2 <市内消防団区分図>であり、別表 1001-3 <分団消防センター住所一覧>のとおりである。

第2節 雨量等の監視

1 雨量観測所

市域において、県で管理する雨量観測所は7箇所、別表 1002-1 <県所管雨量観測所一覧表>、国土交通省で管理する雨量観測所は1箇所、別表 1002-2 <国土交通省所管雨量観測所一覧表>、気象庁で管理する雨量観測所は1箇所、別表 1002-3 <気象庁所管雨量観測所一覧表>のとおりである。

2 テレメータ雨量観測所の監視

県では、河川・海岸・砂防・道路などの土木防災情報の一元化した静岡県土木総合防災情報システム（通称：SIPOS）により、広域的な雨量情報を受信し、降雨の監視を行っている。また、雨量情報は、インターネットサイト「サイポスレーダー

(<https://sipos.pref.shizuoka.jp>)」でも監視が行える。

3 その他の雨量及び気象情報等の情報収集

国土交通省及び気象庁が、インターネット配信している気象情報等を雨量監視に活用する。

- ・国土交通省「川の防災情報」

(PC版) <http://www.river.go.jp/>

- ・気象庁

気象警報・注意報 <http://www.jma.go.jp/jp/warn/>

アメダス <http://www.jma.go.jp/jp/amedas/>

レーダー・ナウキャスト(降水・雷・竜巻) <http://www.jma.go.jp/jp/radnowc/>

高解像度降水ナウキャスト <https://www.jma.go.jp/jp/highresorad/>

洪水キキクル <https://www.jma.go.jp/jp/suigaimesh/flood.html>

浸水キキクル <https://www.jma.go.jp/jp/suigaimesh/inund.html>

第3節 水位の監視

1 水位観測所

市域において、県で管理する水位観測所は10箇所、別表1003-1<県所管水位観測所一覧表>、別表1003-2<県所管危機管理型水位観測所一覧表>、国土交通省で管理する水位観測所は5箇所、別表1003-3<国土交通省所管水位観測所一覧表>のとおりである。

2 監視カメラ

市域において、県で管理する監視カメラは5箇所、別表1004-1<県所管監視カメラ一覧表>、国土交通省で管理する監視カメラは12箇所、別表1004-2<国土交通省所管監視カメラ一覧表>のとおりである。

3 欠測時の措置

- (1) 量水標管理者は、自らの管理に係る観測所等において欠測等が生じ、水位の通報及び公表ができない状況であることが判明した場合は、速やかに欠測等の原因を究明し早期の復旧に努めるとともに、その状況を関係機関等に速やかに周知する。
- (2) 欠測等により水位の通報及び公表ができない観測所を代替する観測所がある場合は、併せて関係機関等に周知する。

第4節 巡視及び警戒とその措置

1 巡視

水防管理者、水防団（消防団）長又は消防機関の長は、管轄区域内の河川、遊水地、海岸堤防及び津波防護施設等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに河川、海岸、津波防護施設等の管理者（以下「河川等の管理者」という。）に連絡して必要な措置を求めなければならない。（法第9条関係）

上記の係る通知を受けた河川等の管理者は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者に通知するものとする。

河川等の管理者が自ら行う巡視等において水防上危険であると認められる箇所を発見した場合は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者に通知するものとする。

水防管理者が、出水期前や洪水経過後、高潮や津波終息後などに、重要水防箇所、応急復旧箇所又は洪水箇所、その他必要と認める箇所の巡視を行う場合には、必要に応じて河川等の管理者に立会又は共同で行うことを求めることができるものとする。

2 警戒

水防管理者、水防団（消防団）長又は消防機関の長は、県から非常配備体制が発令されたとき、又は気象等の悪化が予想されるとき等は、河川、海岸等の監視及び警戒をさらに厳重にし、特に既往の被害箇所その他重要な箇所を中心として巡視するものとする。また、次の状態に注意し、異常を発見したときは、直ちに水防作業を実施するとともに、水防区長及び河川等の管理者に報告し、水防区長は水防本部長に報告するものとする。巡視・警戒中に、堤防、ダムその他の施設の決壊、又は越水・溢水若しくは異常な漏水を発見したときは、ただちに第4章「決壊・漏水等の通報及び決壊後の処置」に基づく通報をするものとする。

なお、高潮・津波の場合は、その襲来までの時間的余裕を十分考慮して自身の安全及び避難を優先して監視及び警戒にあたるものとする。

- (1) 堤防から水があふれるおそれのある箇所の水位（潮位）の上昇
- (2) 堤防の上端の亀裂又は沈下
- (3) 川側（又は海側）堤防斜面で水当たりの強い場所の亀裂又は欠け崩れ
- (4) 居住地側堤防斜面の漏水又は飽水による亀裂及び欠け崩れ
- (5) 排水門・取水門・こう門の両軸又は底部よりの漏水と扉の閉まり具合
- (6) 橋梁その他の構造物と堤防との取り付け部分の異状

第5節 潮位・波高の情報収集

国土交通省及び気象庁が、インターネット配信している潮位・波高等情報を収集し活用する。

- ・国土交通省「海の防災情報（全国港湾海洋波浪情報網）」
 (PC版) <http://www.mlit.go.jp/kowan/nowphas/>
 (スマートフォン・携帯版) <http://nowphas.mlit.go.jp>
- ・国土交通省防災情報提供センター
http://www.jma.go.jp/jp/choi/bosai/choui_map.html
- ・気象庁
 潮位観測情報 <http://www.jma.go.jp/jp/choi/>
 海洋の健康診断表・波浪に関するデータ
http://www.data.jma.go.jp/gmd/kaiyou/shindan/index_wave.html

第6節 水防作業

水防作業を必要とする異常事態が発生したときは、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、堤防の構造、流速、護岸、浸水域及び近接地域の状態等を考慮して最も適切な工法を選択し、実施するものとする。その際、団員は自身の安全を確保できる場所までの避難完了に要する時間、津波到達時刻等を考慮して団員自身の安全を確保できないと判断したときには、自身の避難を優先する。

また、水防管理者は、平常時から水防実施関係者に水防工法等を習熟させ、災害時においても最も適切な作業が即時に実施できるように努めなければならない。

第7節 緊急通行

1 緊急通行

水防のため緊急の必要がある場所に赴くときは、水防団（消防団）長、水防団（消防団）員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者は一般交通の用に供しない通路又は公共の用に供しない空地及び水面を通行することができる。

2 損失補償

水防管理団体は、緊急通行の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償するものとする。

第8節 水防信号及び水防標識

1 水防信号

水防法第20条の規定による水防信号（昭和31年9月28日県規則第75号）は、別表1006-1<水防信号>のとおりである。

- (1) 信号は、適当の時間継続する。
- (2) 必要があるときは、警鐘、サイレン信号を併用する。

(3) 上記によるほか、伝令の称呼による通報を考慮すること。

2 水防標識

水防法 18 条の規定による静岡県水防標識（昭和 31 年 9 月 28 日県告示第 939 号）は、別紙 1006-2<水防標識図>のとおりである。

水防のために出動する緊急自動車（道路交通法の規定に基づき公安委員会の指定を受けたもの）及び他の水防車両は、優先通行を確保するため、別紙 1006-2<水防標識図>を用うるものとする。

水防のため現場に赴く職員は、別紙 1006-2<水防標識図>の腕章を装着するものとする。

第 9 節 水防配備の解除

1 市の配備の解除

水防本部長は、静岡地方气象台、国土交通省浜松河川国道事務所等の情報及び県からの通知などに基づき、市域における水防活動の必要がなくなると認めたときは、配備の解除を発令するとともに、住民その他関係機関に通知するものとする。

なお、水防配備の解除を発令したときは、水防区長（袋井土木事務所長）を経由して県水防本部長に報告するものとする。

2 水防団（消防団）の配備の解除

- (1) 水防解除は、水位が下降して水防活動の必要がなくなり水防本部長が水防解除の指令をしたときとする。
- (2) 水防団（消防団）員は、水防解除の指令があるまでは、自らの判断等により勝手に部署を離れてはならない。
- (3) 水防解除後は、人員、資器材及び作業箇所を点検し、その概要を直ちに報告する。
- (4) 使用した資器材は、手入れして所定の位置に設備する。

第 11 章 避 難

第 1 節 避難の指示

1 避難の指示

洪水又は高潮等により著しい危険が切迫していると認められるときは、水防法第 29 条に基づき水防本部長（市長）は、すみやかに必要と認める区域の居住者、滞在者その他の者に対し、立退き又はその準備を指示するものとする。

なお、その際、報道機関等、水防信号又はその他の方法を利用し、迅速でかつ的確に指示するものとする。

水防本部長（市長）が立退き又は準備を指示するときは、遅滞なく当該区域を所轄する警察署長へ通知するとともに、水防区長（袋井土木事務所長）を經由して県水防本部長へその旨を報告しなければならない。

水防本部長（市長）のほか警察官、海上保安官、知事、水防管理者、自衛官も災害対策基本法、警察官職務執行法（昭和 23 年法律第 136 号）、地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）、水防法（昭和 24 年法律第 193 号）、自衛隊法（昭和 29 年法律第 165 号）の規定に基づき、避難の指示等を行うことができる。

なお、水防本部長（市長）以外の指示権者、根拠規定は、別表 1101-1<市長以外の指示権者、根拠規定等>とおりである。

また、避難の指示をする場合を例示すれば、次のとおりである。

- (1) 河川が避難判断水位を突破し、洪水のおそれがあるとき
- (2) 河川の上流の地域が水害を受け、下流の地域に危険があるとき
- (3) 豪雨、台風、高潮、津波等災害に関する警報又は通報があり避難を要すると判断されるとき

2 避難の指示の周知徹底

水防本部長（市長）は、危険地域の自主防災会、住民及び事業所等に対し、同報無線、広報車（消防団車両を含む。）等により次の事項を周知徹底するものとする。その際、災害時要援護者への的確な情報提供に配慮するよう努める。

ア 避難の指示の主旨

イ 避難の指示が出された地域名

ウ 避難所（所在地、名称、収容人員）

エ 避難経路及び誘導方法

3 避難誘導

避難にあたっては、自主防災会等の避難誘導のもとに、子供、高齢者、病人等の保護を優先するなど、災害時要援護者に配慮した避難誘導を実施するものとする。また、避

難時の混乱防止及び円滑な避難誘導を実施するため、水防団（消防団）員を配置するほか警察官、自衛官、海上保安官等と相互に密接な連絡をとるとともに必要に応じ出動を求めるものとする。

4 避難予定場所

避難場所にあっては別表 1101-2<避難予定場所計画一覧表>のとおりとし、災害により被害を受け、又は受けるおそれのある者を収容する。なお、避難所を開設したときは、速やかに避難を必要とする者に周知し、状況に応じ誘導、収容する。

第2節 警戒区域の設定

1 警戒区域の設定

洪水又は高潮等により著しい危険が切迫している場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき、水防本部長（市長）は、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該地域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該地域からの退去を命ずることができる。

2 警察官、海上保安官、自衛官の代行

警察官、海上保安官又は自衛官は災害対策基本法第 63 条第 2 項、第 3 項の規定により市長の職権を行うことができる。警戒区域を設定した場合、警察官、海上保安官又は自衛官は、直ちにその旨を市長に通知する。

3 知事による代行

知事は、市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合には、災害対策基本法第 73 条第 1 項の規定により市長に代わって警戒区域の設定、立入りの制限、退去命令などを実施しなければならない。

第3節 避難のための立退き計画

水防管理者（市長）は、避難所として適当な施設について十分調査し、当該区域を所轄する警察署長及び関係者と事前に協議のうえ、あらかじめ立退き計画を作成するとともに、立退き先経路等に伴う必要な措置を講じておくものとする。

第12章 決壊等の通報及び決壊後の処置

第1節 決壊等（被害情報）の通報（法第25条）

1 水防管理者（市長）、消防機関の長（消防長）、水防団（消防団）長の通報

堤防、ダムその他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したとき、水防管理者（市長）、水防団（消防団）長又は消防機関の長（消防長）は、すみやかに一般住民、水防区長（袋井土木事務所長）、交番、駐在所及び隣接水防管理者に通報するものとする。水防区長への通報の際は、現地確認情報（画像・映像等）と共におこなうものとする。

なお、一般住民への通報に際しては、報道機関等を利用し、迅速な情報伝達に努めるものとする。

2 隣接水防管理者の通報

1の通報を受けた隣接水防管理者（市長）は、さらに、氾濫及びその恐れのある隣接水防管理者にその旨を通報するものとする。

第2節 決壊後の処置（法第26条）

決壊箇所については、水防管理者（市長）、水防団（消防団）長、消防機関の長（消防長）、県水防本部長及び各機関の長が相互に協力して、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努めるものとする。

第13章 協力応援

第1節 下水道管理者の協力

下水道管理者は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力を行う。

- (1) 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
- (2) 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、下水道管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の提供
- (3) 水防管理団体及び水防協力団体の人材で不足するような緊急事態に際して、水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供するための職員の派遣

第2節 ホットライン体制

県管理河川（洪水予報河川、水位周知河川）においては、各土木事務所長（水防区長）から管内市町長等に直接、携帯電話等により、河川の水位情報等を伝達するホットラインを実施し、市町長が避難指示等の発令を判断するための支援を行う。

第3節 水防管理団体相互の協力及び応援

1 応援の要請

水防管理者は、水防上必要があるときは、他の水防管理者又は市町長若しくは消防長に対して応援を求めることができる。（法第23条）

2 要請に対する協力

応援を求められた水防管理者又は市町長若しくは消防長は、自らの水防に支障がない限りこの求めに応ずるものとし、作業、行動等については、応援を求めた水防管理者の所轄のもとに行うものとする。

3 応援協定の締結

隣接する水防管理団体は、協力、応援等水防事務に関し、あらかじめ相互に協定を締結しておくものとする。

第4節 自衛隊の派遣要請

水防管理者は、水防上必要があるときは、知事に対し自衛隊の派遣について要請するよう要求するものとする。（自衛隊法第83条）

第5節 警察官の出動要請

水防管理者は、水防上必要があると認めるときは、警察署長に対し警察官の出動を求めることができる。(法第22条)

第6節 国土交通省の災害対策用車両等の派遣要請

- 1 水防管理者（市長）は、水害等の発生時の被害軽減等のため、国土交通省の所有する災害対策用車両等の派遣要請を行うことができる。
- 2 国土交通省災害対策用車両の派遣要請をする場合には、最寄りの直轄事務所へ直接電話連絡をして、その際に、使用（派遣）場所（位置図）、使用（派遣）車両、使用（派遣）期間、受入担当者の連絡先等、派遣に必要な事項を合わせて提示する（FAX）。国土交通省窓口の連絡先は、以下の表のとおりである。市町管理河川でも派遣可能である。

※なお、災害対策用車両等の派遣に要する費用は原則として派遣要請をした地方自治体が負担することとする。

災害対策車派遣要請連絡先

地 区	国 土 交 通 省 窓 口	電 話 番 号	F A X 番 号
西 部	浜松河川国道事務所 調査第一課	053-466-0116	053-466-0122
	浜松河川国道事務所 災害対策支部	053-466-9005	053-466-9009

第14章 水防報告等

水防管理者は、洪水、高潮等に際して水防活動を実施し、水防が終結したときには、水防団・消防団等からの報告（目安は3日）を基に次の記録を作成、保管し、資料1401-1〈水防管理団体水防活動実施報告書〉により、水防活動実施後7日以内に水防区（袋井土木事務所）長に報告するものとする。特に水防功労者表彰の申請については、実状を調査し内容を審査したうえ、功績順位並びに意見を附して報告するものとする。（法第47条第2項）

1 水防てん末報告事項

- (1) 天候の状況並びに警戒中の水位観測表
- (2) 水防活動をした河川名及びその箇所
- (3) 警戒出動及び解散命令の時刻
- (4) 水防団（消防団）員及び消防機関に属する者の出動時刻及び人員
- (5) 水防作業の状況
- (6) 堤防、その他の施設の異常の有無及びこれに対する処置とその効果
- (7) 使用資材の種類及び数量並びに消耗量及び員数
- (8) 水防法第28条の規定による公用負担下命の器具、資材の種類、数量及び使用場所
- (9) 応援の状況
- (10) 居住者出勤の状況
- (11) 警察関係の援助の状況
- (12) 現場指導の官公署氏名
- (13) 立退きの状況及びそれを指示した理由
- (14) 水防関係者の死傷
- (15) 殊勲者及びその功績
- (16) 殊勲水防団とその功績
- (17) 今後の水防について考慮を要する点、その他水防管理団体の所見

2 水防活動の公表

水防管理者から水防本部長に水防活動の報告がなされた場合には、記者提供、ホームページ掲載等の広報活動が実施される。また、中部地方整備局又は関東地方整備局にも報告される。

第15章 水防用資器材及び設備の整備運用並びに輸送

第1節 水防用資器材及び設備等の整備

1 水防倉庫、水防資機材整備

緊急事態に対処できるよう水防倉庫等の施設及び水防用資機材を整備しておくものとする。なお、水防倉庫の設置状況並びにこれに備蓄されている水防用資機材の状況は、別表1501-1<水防倉庫及び水防用資機材備蓄状況一覧表>のとおりである。

2 水防資機材等の調達

水防管理者（市長）は、資器材確保のため水防地域近在の竹木等の所在、農業協同組合などの資器材保有業者等の保管数量の概要等を把握し、緊急時の補給に備えるとともに備蓄資器材が使用又は損傷により不足を生じた場合は、速やかに補充しておくものとする。

3 地震対策用資機材の活用

水防活動上必要があるときは、地震対策用防災倉庫（市内各避難所及び大東支所内）に備蓄する資器材も活用するものとする。

4 県への要請

水防管理者（市長）は、水防資器材について緊急調達してもなお不足をきたした場合には、水防区長（袋井土木事務所長）に要請するものとする。

第2節 輸送の確保

1 輸送経路の選定

非常の際、水防用資器材、作業員その他の輸送を確保するため、水防管理団体は水防区（袋井土木事務所）との輸送経路及び水防区（袋井土木事務所）相互間の輸送経路をあらゆる非常事態を考慮して定めておくものとする。

2 迂回路の設定

災害時において、道路冠水等により交通の途絶が予想される主要輸送道路等については、あらかじめ迂回路を設定しておくものとする。

第 16 章 水防管理団体の水防計画及び水防訓練

第 1 節 水防管理団体の水防計画

1 水防管理団体の水防計画の策定

- (1) 指定水防管理団体は、静岡県水防計画に応じた水防計画を定め、及び毎年水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更し、遅滞なく知事に届け出なければならない。
- (2) 水防計画は、各種の事態を想定してでき得る限り具体的に策定し、これを一般住民に周知徹底するよう努めるものとし、水防計画を定め、又は変更したときはその要旨を公表しなければならない。

2 水防管理団体の水防計画の配布

水防管理団体は、水防計画を定めたときは、関係機関に配布するものとする。

第 2 節 水防訓練

- (1) 指定水防管理団体は、毎年 1 回以上県の指導により水防団（消防団）、消防機関及び水防協力団体と水防訓練を行わなければならない。なお、訓練要領は、袋井土木事務所長と協議のうえ水防管理者が定めるものとする。
- (2) 水防管理団体が主催する水防研修や中部又は関東地方整備局が主催する水防技術講習会へ水防団（消防団）員を参加させる等、積極的に水防知識を身につけさせることとする。

第17章 その他

第1節 費用負担及び公用負担

1 費用負担

水防管理団体が、その管轄区域の水防に要した費用は、当該水防管理団体が負担するものとする。(法第41条)

ただし、次に掲げる場合においては、水防管理者相互間において協議して定めるものとし、協議が成立しない場合は、知事があつせんするものとする。

- (1) 法第23条の規定による応援のための費用
- (2) 法第42条の規定により、著しく利益を受けた市町の一部負担

2 公用負担の権限

水防上必要があるときは、水防管理者、水防団（消防団）長又は消防機関の長は、次の権限を行使することができる。(法第28条)

- (1) 必要な土地の一時使用
- (2) 土石、竹木その他の資材の使用若しくは収用
- (3) 車両、その他の運搬用機器の使用
- (4) 排水用機器の使用
- (5) 工作物、その他障害物の処分

また、水防管理者から委任を受けた者は、上記(1)から(4)((2)における収用を除く。)の権限を行使することができる。

3 公用負担権限委任証明書

公用負担の権限を行使する者は、水防管理者、水防団（消防団）長又は消防機関の長にあつては、その身分を示す証明書を、その他、これらの者の委任を受けた者にあつては、以下のような証明書を携行し、必要がある場合は、これを提示しなければならない。

公用負担権限委任証	
〇〇水防団〇〇部長	
氏 名	
上記の者に	区域における水防法第28条第1項の権限を
委任したことを証明する。	
年 月 日	
〇〇市町長名	氏 名 印

4 公用負担の証票

公用負担の権限を行使するときは、以下のような命令書を目的物の所有者、管理者又はこれに準ずる者に手渡してから行使する。

第 号		公用負担命令書			
		目的物種類	員数		
		負担内容	使用	収用	処分
		年 月 日			
			〇〇市町長	氏	名 ⑩
			事務取扱者	氏	名 ⑩
		殿			
切取線					
第 号		受領書			
		公用負担命令書			
		右受領した			
		年 月 日			
			氏	名	⑩
		殿			

水防管理団体は、公用負担の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償するものとする。

第2節 公務災害保補償

水防団（消防団）員又は、水防団（消防団）長が公務により死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は公務による負傷若しくは、病気により死亡し、若しくは、障害の状態となったときは、条例の定めるところにより損害を補償するものとする。（法第6条の2）

第3節 退職報償金

水防団（消防団）長又は水防団（消防団）員で非常勤のものが退職した場合においては、条例で定めるところにより、その者（死亡による退職の場合には、その者の遺族）に退職報償金を支給できるものとする。（法第6条の3）

第4節 浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置

1 洪水対応

(1) 洪水浸水想定区域の指定

国土交通省及び県は、洪水予報河川、水位周知河川及びその他河川について、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表するとともに、関係市町の長に通知するものとする。洪水浸水想定区域の指定、公表状況は、以下のとおりである。

洪水浸水想定区域一覧（洪水予報河川、水位周知河川）

(<https://www.pref.shizuoka.jp/machizukuri/kasensabo/river/1003561/1044017/110293.html>)

水系名	河川名	所管	指定状況	指定年月日	公表年月日
菊川	菊川	国	洪水予報河川	H28. 12. 15	H28. 12. 15
菊川	牛淵川	国	水位周知河川	H28. 12. 15	H28. 12. 15
菊川	下小笠川	国	水位周知河川	H28. 12. 15	H28. 12. 15
太田川	太田川	県	洪水予報河川	H29. 7. 7	H29. 7. 7
太田川	原野谷川	県	洪水予報河川	H29. 7. 7	H29. 7. 7
太田川	逆川	県	水位周知河川	H29. 12. 26	H29. 12. 26

洪水浸水想定区域一覧（その他中小河川）

(<https://www.pref.shizuoka.jp/machizukuri/kasensabo/river/1003561/1049500/040492/index.html>)

水系名	河川名	指定年月日	公表年月日	関係水防区
前川	前川	R7. 3. 31	R5. 8. 31	袋井
弁財天川	弁財天川	R7. 3. 31	R4. 6. 30	袋井
弁財天川	大須賀新川	R7. 3. 31	R5. 8. 31	袋井
太田川	馬込沢川	R7. 3. 31	R4. 6. 30	袋井
弁財天川	下紙川	R7. 3. 31	R4. 6. 30	袋井
弁財天川	三沢川	R7. 3. 31	R6. 3. 29	袋井
菊川	江川	R7. 3. 31	R5. 8. 31	袋井
菊川	小出川	R7. 3. 31	R5. 8. 31	袋井
菊川	小笠高橋川	R7. 3. 31	R5. 8. 31	袋井
菊川	新田川	R7. 3. 31	R5. 8. 31	袋井
菊川	与惣川	R7. 3. 31	R5. 8. 31	袋井
菊川	高松川	R7. 3. 31	R5. 8. 31	袋井
太田川	逆川	R7. 3. 31	R5. 8. 31	袋井

太田川	原野谷川	R7. 3. 31	R5. 8. 31	袋井
菊川	下小笠川	R7. 3. 31	R4. 6. 30	袋井
菊川	谷本川	R7. 3. 31	R4. 6. 30	袋井
菊川	畑ヶ谷川	R7. 3. 31	R4. 6. 30	袋井
菊川	亀惣川	R7. 3. 31	R4. 6. 30	袋井
菊川	佐束川	R7. 3. 31	R4. 6. 30	袋井
菊川	小貫川	R7. 3. 31	R4. 6. 30	袋井
菊川	上小笠川	R7. 3. 31	R4. 6. 30	袋井
菊川	栗原川	R7. 3. 31	R4. 6. 30	袋井
菊川	五百済川	R7. 3. 31	R4. 6. 30	袋井
太田川	垂木川	R7. 3. 31	R4. 6. 30	袋井
太田川	家代川	R7. 3. 31	R4. 6. 30	袋井
太田川	西山沢川	R7. 3. 31	R4. 6. 30	袋井
太田川	東山沢川	R7. 3. 31	R4. 6. 30	袋井
太田川	倉真川	R7. 3. 31	R4. 6. 30	袋井
太田川	初馬川	R7. 3. 31	R4. 6. 30	袋井
太田川	掛川滝ノ谷川	R7. 3. 31	R4. 6. 30	袋井
太田川	掛川戸沢川	R7. 3. 31	R4. 6. 30	袋井
太田川	神代地川	R7. 3. 31	R4. 6. 30	袋井
太田川	海老名川	R7. 3. 31	R4. 6. 30	袋井
太田川	西之谷川	R7. 3. 31	R4. 6. 30	袋井
弁財天川	西大谷川	R7. 3. 31	R4. 6. 30	袋井
弁財天川	小川	—	R4. 6. 30	袋井
弁財天川	坊主淵川	R7. 3. 31	R4. 6. 30	袋井
東大谷川	東大谷川	R7. 3. 31	R4. 6. 30	袋井
東大谷川	深田川	R7. 3. 31	R4. 6. 30	袋井
竜今寺川	竜今寺川	R7. 3. 31	R4. 6. 30	袋井
菊川	菊川	R7. 3. 31	R6. 3. 29	島田、袋井

(2) 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置

市町村防災会議は、洪水予報河川、水位周知河川及びその他河川について、浸水想定区域の指定があったときは、市町村地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。

①洪水予報、水位到達情報の伝達方法

②避難場所その他の避難場所及び避難路その他避難経路に関する事項

③災害対策基本法第 48 条第 1 項の防災訓練として市町長が行う洪水に係る避難訓練の実施に関する事項

④浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあっては、これらの施設の名称及び

所在地

- ア 地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設（地下に建設が予定されている施設又は地下に建設中の施設であって、不特定かつ多数の者が利用すると見込まれるものを含む。））でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図る必要があると認められるもの
- イ 要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるもの
- ウ 大規模な工場その他の施設（イ又はロに掲げるものを除く。）であって国土交通省令で定める基準を参酌して市町の条例で定める用途及び規模に該当するもの（大規模工場等）でその洪水時の浸水の防止を図る必要があると認められるもの（所有者又は管理者からの申出があった施設に限る。）

⑤その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

(3) 洪水ハザードマップ

洪水浸水想定区域をその区域に含む市町の長は、市町村地域防災計画において定められた上記 2. (1)～(5)に掲げる事項を住民、滞在者その他の者に周知させるため、これらの事項（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 7 条第 1 項の土砂災害警戒区域をその区域に含む市町にあつては、同法第 8 条第 3 項に規定する事項、津波防災地域づくりに関する法律第 53 条第 1 項の津波災害警戒区域をその区域に含む市町にあつては、同法第 55 条に規定する事項を含む。）を記載した印刷物の配布、インターネットを利用した提供その他の必要な措置を講じることとする。

(4) 予想される水災の危険の周知等

市長は、洪水予報河川等以外の河川のうち、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保することが特に必要と認める河川について、過去の降雨により当該河川が氾濫した際に浸水した地点、その水深その他の状況を水害リスク情報として把握するよう努めるとともに、これを把握したときは、浸水実績等を地図上に示した図面の公表、浸水実績等を付加した洪水ハザードマップの公表、町中の看板・電柱等への掲示等により住民等に周知することとする。図面等を公表する場合は、住民への各戸配布やインターネット上での公表等により行うこととする。

(5) 地下街等の利用者の避難の確保及び浸水の防止のための措置に関する計画の作成等

法第 15 条第 1 項の規定により市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、国土交通省令で定めるところにより、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、これを市町長に報告するとともに、公表するものとする。また、地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止のための訓練を行うものと

する。さらに、自衛水防組織を置き、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町長に報告するものとする。

市町は、市町村地域防災計画において、地下街等の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

(6) 要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等

法第 15 条第 1 項の規定により市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、これを市町長に報告するとともに、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行うものとする。さらに、自衛水防組織を置くよう努めるものとする。

市は、市地域防災計画において、要配慮者利用施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。また、計画の作成、訓練結果の報告を受けた市町村長は避難確保計画及び避難訓練の内容について助言又は勧告をすることができる。

(7) 大規模工場等における浸水の防止のための措置に関する計画の作成等

法第 15 条第 1 項の規定により市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止のための訓練を実施するほか、自衛水防組織を置くよう努めるものとする。

市町は、市町村地域防災計画において、大規模工場等の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

(8) 浸水被害軽減地区

浸水被害軽減地区は、水防管理者が浸水の拡大を抑制する効用があると認められるものを指定した地区である。

2 津波対応

(1) 津波災害警戒区域の指定

津波防災地域づくりに関する法律に則り、県は、津波防災地域づくりの推進に関する基本的な指針に基づき、かつ、津波浸水想定を踏まえ、津波が発生した場合には住民、勤務する者、観光旅客その他の者の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域を、津波災害警戒区域として指定し、その旨並びに当該指定の区域及び基準水位を、県の公報への掲載、インターネットの利用(<https://www.pref.shizuoka.jp/machizukuri/kasensabo/minato/1003560/1049186/index.html>)

により公示するとともに、関係市町の長に、公示された事項を記載した図書を送付

することとする。

なお、津波災害警戒区域の指定状況は、津波災害警戒区域一覧表のとおりである

津波災害警戒区域一覧表

(令和6年4月1日現在)

水防区名	津波災害警戒区域指定市町	津波災害特別警戒区域指定市町
下田	下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町	—
熱海	熱海市、伊東市	—
沼津	沼津市、伊豆市	伊豆市
富士	富士市	—
静岡	静岡市	—
島田	—	—
袋井	御前崎市、掛川市	—
浜松	湖西市	—

(2) 津波浸水想定図

津波防災地域づくりに関する法律に則り、県では、平成25年6月に公表した静岡県第4次地震被害想定（第一次報告）での想定津波浸水域図（レベル2の津波の最大浸水深図（重ね図））を基に、津波浸水想定図を作成し、公表

(<https://www.pref.shizuoka.jp/bosaikinkyu/sonae/earthquake/jishintsunami/1040794/1029853.html>)

している。この津波浸水想定図は、津波防災地域づくりに関する法律第8条第1項の規定により県が設定することとされている津波浸水想定（最大クラスの津波が悪条件下で発生した場合に想定される浸水の区域及び水深）である。

(3) 市町村地域防災計画の拡充

市町村防災会議は、津波災害警戒区域の指定があったときは、市町村地域防災計画において、当該津波災害警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。

- ① 人的災害を生ずるおそれがある津波に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項
- ② 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- ③ 市町が行う津波に係る避難訓練の実施に関する事項
- ④ 津波災害警戒区域内に、地下街等又は社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設であって、当該施設の利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地
- ⑤ その他、津波災害警戒区域における津波による人的被害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

(4) 津波ハザードマップの作成・周知

津波災害警戒区域をその区域に含む市町の長は、市町村地域防災計画に基づき、津波災害警戒区域及び当該区域における基準水位を表示した図面に人的災害を生ずるおそれがある津波に関する情報の伝達方法、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他津波災害警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民、勤務する者、観光旅客その他の者に周知させるため、これらの事項を記載したものを、印刷物の配布その他の適切な方法により、各世帯に提供するとともに、図面に表示した事項及び記載した事項に係る情報を、インターネットの利用その他の適切な方法により、住民等がその提供を受けることができる状態に置くこととする。なお、高潮についても必要な措置を講じることとする。

(5) 避難促進施設に係る避難確保計画

津波防災地域づくりに関する法律第 54 条第 1 項の規定により市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等又は社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設のうち、その利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難を確保するための体制を計画的に整備する必要があるもの（以下「避難促進施設」という。）の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、避難訓練その他当該避難促進施設の利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する避難確保計画を作成し、これを市町長に報告するとともに、公表するものとする。

津波の発生時における避難確保計画には、次の事項を記載するものとする。

- ①津波の発生時における避難促進施設の防災体制に関する事項
- ②津波の発生時における避難促進施設の利用者の避難の誘導に関する事項
- ③津波の発生時を想定した避難促進施設における避難訓練及び防災教育の実施に関する事項
- ④その他、避難促進施設利用者の津波発生時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する事項

第 5 節 災害用伝言ダイヤル「171」

災害用伝言ダイヤルとは、地震、水害等災害が発生した時に最も重要となる安否確認を伝達するシステムである。